決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第百七十条の二の十　信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百七十条の二の十八　銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一　法第八十五条の四第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んでいる者（法第八十五条の三の二第三項の規定による届出をした信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の金庫又は信用金庫連合会との間で、法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等代行業を営んでいる信用金庫電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　［略］

（指定申請書の添付書類）

第百七十条の二の二十一　［略］

2　銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第九十九条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての金庫関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　金庫関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

［イ・ロ　略］

3　［略］

決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

（為替取引の結果の通知）

第百七十条の二の十　信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十五条の四第二項第一号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、信用金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は信用金庫電子決済等代行業再委託者（信用金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、信用金庫電子決済等代行業者が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合に限る。）を介して行うことができる。

（利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報）

第百七十条の二の十八　［同上］

一　法第八十五条の四第一項の登録を受けないで信用金庫電子決済等代行業を営んでいる者（法第八十五条の十一第二項の規定による届出をした電子決済等代行業者である者を除く。）を知つたときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が営む信用金庫電子決済等代行業に係る業務に関する情報

二　法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う前に、それぞれ同項各号の金庫又は信用金庫連合会との間で、法第八十五条の五第一項又は第八十五条の七第一項に規定する契約を締結せずに信用金庫電子決済等代行業を営んでいる信用金庫電子決済等代行業者を知つたときは、その者に関する前号に掲げる情報

三　［同上］

（指定申請書の添付書類）

第百七十条の二の二十一　［同上］

2　［同上］

一　第九十九条の十九第一項第二号の規定により全ての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　金庫に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

［イ・ロ　同上］

3　［同上］